

令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、地域で求められる医療を継続し提供することができるよう支援するため、医療機関等に地域医療体制維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の対象となるもの（以下、「支援対象者」という。）は、町内に所在する病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）、薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局をいう。）及び訪問看護ステーション（山形県知事が指定する指定訪問看護事業者をいう。）とする。ただし、病院及び診療所は保険医療機関、薬局は保険薬局に限るものとする。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 病院 一の支援対象者につき50万円
- (2) 診療所 一の支援対象者につき30万円
- (3) 薬局 一の支援対象者につき10万円
- (4) 訪問看護ステーション 一の支援対象者につき10万円

2 支援金の交付は、一の支援対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 前条の規定による交付を申請しようとする支援対象者は、令和2年9月30日までに、令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、その結果を令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、当該交付の決定を取消し、既に支援金を支給しているときは、支援金を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付申請書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話

㊞

令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金の交付を受けたいので、令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 該当する支援対象者区分

該当に○	支 援 対 象 者 区 分	申 請 す る 金 額
	病 院	500,000円
	医 科 診 療 所	300,000円
	歯 科 診 療 所	300,000円
	薬 局	100,000円
	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	100,000円

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と医療体制維持のための取組

3 振込先

金 融 機 関 名		店名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口 座 番 号			
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

所在地
名 称
代表者氏名 様

庄内町長



令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和2年度庄内町地域医療体制維持支援金
について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 交 付 決 定 額 円
- 2 支 援 金 交 付 予 定 日 年 月 日